

高知大学イノベーションセンター規則

（令和8年1月28日
規則第63号）

最終改正 令和8年4月9日規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人高知大学組織規則第27条第2項の規定に基づき、高知大学イノベーションセンター（以下「センター」という。）における組織及び運営に関し必要な事項を定める。

（目的）

第2条 センターは、センターの有する人的資源、施設及び設備等を活かし、高知大学イノベーション&ソーシャルインパクト・イニシアティブ規則第3条第1号に規定する研究開発戦略実行計画に基づいた研究及び研究成果の社会実装等の支援その他高知大学（以下「本学」という。）における研究及び研究成果の社会実装等の支援を実施することにより、本学における研究・教育の進展に寄与することを目的とする。

（組織）

第3条 センターに、運営戦略室、研究開発マネジメント部門及びオープンファシリティ部門を置く。

2 オープンファシリティ部門に、次の分野を置く。

- (1) 海洋生物研究分野
- (2) 生命機能解析分野
- (3) 動物資源開発分野
- (4) ゲノム解析分野
- (5) 水産業・農業科学共創分野
- (6) 設備・施設サポート分野

3 運営戦略室に関し必要な事項は、別に定める。

（業務）

第4条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 研究開発マネジメント部門
 - ア 研究開発マネジメントに関すること。
 - イ 共同研究及び受託研究の受入れに関すること。

- ウ 共同研究及び受託研究の実施に当たり必要な支援に関する事。
- エ 学内及び他大学との研究交流に関する事。
- オ 企業、研究機関等に対する学術情報の提供に関する事。
- カ 企業、研究機関等からの科学・技術相談に関する事。
- キ 企業、研究機関等の技術者に対する技術教育及び研修に関する事。
- ク 知的財産に係る施策の策定に関する事。
- ケ 知的財産に係る教育活動及び啓発活動の企画立案・実施に関する事。
- コ 知的財産の発掘、相談、管理、活用及び研究成果の技術移転に関する事。
- サ 特許等の出願、権利化、維持に関する事。
- シ 知的財産の各種契約に関する事。
- ス 知的財産の法務・紛争（訴訟を含む。）に関する事。
- セ 科学技術政策及び学内の研究資源の調査及び分析に関する事。
- ソ 競争的資金の獲得支援に関する事。
- タ 実用化に向けた研究シーズの育成及び大学シーズの紹介に関する事。
- チ 研究プロジェクトの企画及び推進に関する事。
- ツ 四国5大学連携による知のプラットフォーム形成事業に係る申合せ第1号に規定する「四国産学官連携イノベーション共同推進事業の実施」事業の業務に関する事。
- テ その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関する事。

(2) オープンファシリティ部門

ア 海洋生物研究分野

- (i) 海洋生物の生物学的研究及び教育に関する事。
- (ii) 環境と生物生態の連関研究及び教育に関する事。
- (iii) 海洋科学と生命科学の関連研究及び教育に関する事。
- (iv) 海洋生物に係る研究のための機器・設備の維持管理及び提供に関する事。
- (v) イノベーションセンター海洋生物研究教育施設の管理に関する事。
- (vi) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関する事。

イ 生命機能解析分野

- (i) 生命機能解析実験に必要な機器・設備の立案に関する事。
- (ii) 生命機能解析実験技術と安全管理に関する教育及び訓練に関する事。
- (iii) 生命機能解析研究の実施及び支援に関する事。

- (iv) 生命機能解析研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- (v) 生命機能解析実験のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。
- (vi) イノベーションセンターR I 実験施設において放射線業務に従事する者に対する教育及び訓練に関すること。
- (vii) イノベーションセンターR I 実験施設の放射性同位元素を用いる実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。
- (viii) イノベーションセンター実験実習機器施設及びイノベーションセンターR I 実験施設の管理に関すること。
- (ix) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

ウ 動物資源開発分野

- (i) 動物実験及び実験動物の取扱いに関する教育及び訓練に関すること。
- (ii) 実験動物開発等の研究の実施及び技術支援に関すること。
- (iii) 動物実験に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- (iv) 実験動物の適切な飼育管理及び動物実験のための機器・設備の提供に関すること。
- (v) イノベーションセンター動物実験施設の管理に関すること。
- (vi) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

エ ゲノム解析分野

- (i) 遺伝子組換え実験技術と安全に関する教育及び訓練に関すること。
- (ii) 遺伝子研究の実施及び支援に関すること。
- (iii) 遺伝子研究に関する啓発活動及び地域社会への貢献に関すること。
- (iv) 遺伝子実験のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。
- (v) イノベーションセンター遺伝子実験施設において放射線業務に従事する者に対する教育及び訓練に関すること。
- (vi) イノベーションセンター遺伝子実験施設の放射性同位元素を用いる実験のための設備の維持管理及び提供に関すること。
- (vii) イノベーションセンター遺伝子実験施設の管理に関すること。
- (viii) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

オ 水産業・農業科学共創分野

- (i) 魚類・藻類の次世代養殖・培養に係る研究及び教育に関すること。

(ii) 魚類・藻類の次世代養殖・培養に係る研究のための機器・設備の維持管理及び提供に関すること。

(iii) イノベーションセンター水産業・農業科学共創施設の管理に関すること。

(iv) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

カ 設備・施設サポート分野

(i) 研究設備・施設の共同利用の促進に関すること。

(ii) 研究設備の利用における技術支援に関すること。

(iii) センターの有する機器・設備の維持管理及び提供に関すること（他の分野の所掌に属するものを除く。）。

(iv) その他第2条の目的を達成するために必要な業務に関すること。

(職員)

第5条 センターに、次の各号に掲げる職員を置く。

(1) センター長

(2) 副センター長

(3) 基幹教員

(4) 兼務教員

(5) 技術職員

(6) その他必要な職員

2 センターの教員人事については、センター長は、欠員補充の可否を学長に協議した上で、発議を行うものとする。

(センター長)

第6条 センター長は、センターの業務を掌理する。

2 センター長は、学長が指名する。

3 センター長の任期は、当分の間、学長が定める。

(副センター長)

第7条 副センター長は、センター長の職務を補佐する。

2 副センター長は、センター長が指名する。

(部門長)

第8条 センターの各部門に、部門長を置く。

2 部門長は、センター長の職務を助け、部門の業務を統括する。

3 部門長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。

(副部門長)

第9条 センター各部門に、必要に応じて副部門長を置くことができる。

2 副部門長は、部門長の職務を補佐し、オープンファシリティ部門にあつては、センター長が指定する施設等に係る管理運営に関し、関係職員との連絡・調整、取りまとめ等を行う。

3 副部門長は、本学の教員の中からセンター長が指名する。

(基幹教員、兼務教員及び技術職員)

第10条 基幹教員、兼務教員及び技術職員は、部門長の職務を助け、センターの業務を処理する。

(部門管理運営委員会)

第11条 部門の円滑な運営及び連絡・調整に資するため、研究開発マネジメント部門及びオープンファシリティ部門に、必要に応じて部門管理運営委員会を置くことができる。

2 部門管理運営委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第12条 センターの事務は、研究国際部研究イノベーション課及び医学部・病院事務部総務企画課において処理する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年4月9日規則第3号)

この規則は、令和8年4月9日から施行し、令和8年4月1日から適用する。